

大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者の
登録の取消し又は一時停止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程（令和2年制定。以下「実施規程」という。）第26条第3項に規定する下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録の取消し又は登録の効力の停止等を行うため必要な事項を定める。

(登録の取消し又は登録の効力の停止)

第2条 責任技術者に対する登録の取消し又は登録の効力の停止等（以下これらを「処分」という。）となる処分対象事項及び処分内容は、実施規程第26条第1項及び別表のとおりとする。

- 2 一の事案について、別表に定める処分対象事項のうち、複数の処分対象事項に該当する場合は、最も重い処分を科すものとする。
- 3 処分を受ける責任技術者（以下「被処分者」という。）において、別表に定める処分対象事項を確認した日から過去3年以内に、同一の事案若しくは類似の事案で処分を受け、又は異なる事案であっても頻繁に処分を受けている場合は、前回の処分より重い処分を科すものとする。
- 4 大阪府下水道協会（以下「協会」という。）は、事案の内容又は状況により、別表に定めるところにより処分を行うことが不相当であると認める場合は、処分を軽減し、又は加重することができる。

(調査等)

第3条 下水道管理者（実施規程第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）は、責任技術者に下水道に関する法令、市町村毎に定められる下水道事業の実施に関する条例等の規定に違反する行為又は排水設備工事等に関する不正行為（以下これらを「違反行為」という。）があると思料する場合は、その事実関係について調査を行うとともに速やかに大阪府下水道協会事務局へ状況の報告をするものとする。

- 2 下水道管理者は、前項の規定による調査において、違反行為の事実があると認める場合は、直ちに違反行為を是正するよう指導するものとする。
- 3 前項に規定する場合において、下水道管理者は必要があると認めるときは、協会に、下水道排水設備工事責任技術者違反行為報告書（様式-1。以下「報告書」という。）を提出することができる。

(処分)

第4条 協会は、報告書を受理したときは、大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格審査委員会（大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格審査委員会規程（令和2年制定）第1条の規定により設置するものをいう。以下「審査委員会」と

いう。)を開き、違反行為が別表に該当するか審査するものとする。ただし、報告書を受理した時以外であっても、必要に応じて審査委員会を開き、違反行為が別表に該当するか審査するものとする。

2 協会は、その審査結果において処分を行うことが適当であると判断した場合は、被処分者に対し下水道排水設備工事責任技術者処分通知書(様式-2)にて処分内容を通知するとともに、下水道管理者に対し下水道排水設備工事責任技術者処分報告書(様式-3)を送付するが注意勧告を行うことが適当であると判断した場合は、被処分者に対し下水道排水設備工事責任技術者注意勧告書(様式-9)にて通知するものとする。

3 協会は、実施規程第26条第1項において処分を行うことが適当であると判断した場合は、被処分者に対し下水道排水設備工事責任技術者登録取消通知書(様式-4)にて処分内容を通知するとともに、下水道管理者に対し下水道排水設備工事責任技術者登録取消報告書(様式-5)を送付するものとする。

(処分に対する異議申立て)

第5条 被処分者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受理した日から3か月以内に、下水道排水設備工事責任技術者処分結果異議申立書(様式-6。以下「申立書」という。)を協会に提出し、異議申立てを行うことができる。

2 協会は前項の規定による申立書を受理した時は、審査委員会を開き、申立書の内容の妥当性について審査するものとする。

3 協会は、その審査結果を被処分者に対し下水道排水設備工事責任技術者処分結果異議申立結果通知書(様式-7)にて通知するとともに、下水道管理者に対し下水道排水設備工事責任技術者処分結果異議申立結果報告書(様式-8)を送付するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、協会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

処分対象事項	処分内容
不正の手段により、責任技術者の登録を受けたとき。	登録の取消し
責任技術者証を他人に譲渡または貸与したとき。	登録の効力の停止1月以上
下水道に関する法令等に違反したほか、排水設備工事等に関する不正行為があったと認められるとき。	登録の取消し又は登録の効力の停止1月以上
これらのほか、協会が処分する必要があると判断したとき。	登録の取消し又は登録の効力の停止1月以上または注意勧告